

アメリカの弁護士からカウンセラー・アソート  
・ロー (counselor at law) という職名の名刺を  
もらつた。弁護士が出る名刺にはアトーニー・  
アソート・ロー (attorney at law) とあるのが普  
通なので、カウンセラーとアトーニーとは何が  
違うのか聞いてみたら、「同じだよ。気分の問  
題」という答えであつた。

他の事務の委任を受けて、その委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任された事務を処理する者ることであり、代理人がした意思表示は本人がしたのと同じ法律効果を生じることになつてゐる（民法九九条から一八八条、）。このことは、委任の本旨に従つてゐる限り、代理人の判断で事務を処理することができるこ

護士が代理人となつたときは、専門的な立場から相談者が抱えている問題の解決策を提示することが期待されているよう思うが、カウンセラー・アソート・ローという言葉からは、法的な解決策を提示するというよりも、相談者と一緒に考え、問題点と解決の方向を整理し、相談者が解決策にたどり着くことを援助することに重きを置いて云々草野先生へお尋ねします。皆さ

手元の辞書には、カウンセラーネイションは、日本人に個別具体的な相談をすることなしに仕事を進めるこどもできることになる。今までの日本の弁護士が主として担当してきたのは、この代理人の業務であり、それに付随するものとして法律相談があつたようだ。自治体における顧問弁護士というのも、訴訟が提起された場合における

## 新・弁護士月記 ②



# カウンセラー

橋本 勇

アトーニーという英語から素直に連想するの  
とすると、何となく、その気分がわかるような  
気がする。以下、気分の問題である。

訴が提起された場合における顧問弁護士というのも、訴の代理人を想定したものであり、それに関連して訴訟に至らない紛争解決や訴訟を回避するための相談も行っているということだったようだと思ふ。

は代理人ということであり、訴訟代理人とか交渉における代理人という場合にピッタリだ。そして、代理人というのは、本人から法律行為を

カウンセラーという言葉からは、精神心理的な問題や悩みを抱えている人の相談にのり、援助をする専門家ということをイメージする。弁

新・弁護十月記 21



## カウンセラー

橋本 勇